

新たに「遠賀川下流出張所」

を設置します



【新出張所名称】 遠賀川河川事務所遠賀川下流出張所

【業務開始日】 令和8年4月1日(※)

【住所】 遠賀郡水巻町猪熊10丁目7-1 (現在の河口堰管理支所)

このたび、国土交通省では、災害時の対応力強化や河川改修等の業務遂行に係る体制強化を図るため、中間出張所と河口堰管理支所を統合し、新たに『遠賀川下流出張所(※)』を設置します。新出張所では、これまで両出張所で行っていた所掌事務を引き継ぎます。今後とも、地域の安全・安心のため、職員一同努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



遠賀川下流出張所

(旧：遠賀川河川事務所 河口堰管理支所)

(※) 新出張所は新年度予算成立後に設置されます。

遠賀川河川事務所出張所管理区域

